

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第335回本審議会議事録

### 1 日 時

令和2年7月8日（水） 14時00分～14時35分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂

### 3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、友住労働基準部長、渡邊賃金課長、高原主任賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、溝端最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 14時00分)

## 高原主任賃金指導官

定刻となりましたので、ただいまから大阪府最低賃金審議会第335回総会を開催します。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員3名の計13名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、労働者を代表する中川委員、使用者を代表する柴田委員、古谷委員、丸山委員は、本日所用のため御欠席です。

それではまず、大阪労働局長の井上から御挨拶申し上げます。

## 井上労働局長

大阪労働局長の井上でございます。

皆様方におかれては、日頃よりお忙しい中、最低賃金の審議をはじめとする労働行政の推進に御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度の地域別最低賃金の審議におきましては、地域別最低賃金額改定の目安が時間額表示に一本化されて以降最高額となる28円で示される中、自主性発揮等の観点から効率的な審議に尽力され、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分勘案され、中小企業等の経営力強化、生産性の向上の取組に対する国の各種支援措置に関する要請を答申文に盛り込まれた上で、28円引上げの答申をいただき、大阪府最低賃金は時間額964円となったところでございます。

本年度の地域別最低賃金の審議につきましては、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安諮問が行われたところであり、当局といたしましては、本日この後、貴審議会への改正諮問を予定しております。

今年度はご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・雇用情勢の悪化が懸念されているところでございます。

6月3日の政府の全世代型社会保障検討会議におきまして、安倍総理は、全国平均で時給1,000円を早期に達成するとして目標は維持する一方、雇用を守ることが最優先課題であると述べるとともに、中小・小規模事業者が置かれた状況を考慮しながら検討を進めるよう、総理から加藤厚生労働大臣に指示があったところであります。

委員の皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への厳しい影響を受ける現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配意いただき、御審議をいただきますようお願い申し上げます。

また、特定最低賃金に関しましても、6月30日までに7件全ての業種で改正決定の申出がございました。その改正決定等についての諮問も併せて予定しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

委員の皆様方には、これから夏の暑い時期にかけて御労苦をおかけすることになるかと存じますが、今年度も貴審議会の自主性を十分に発揮していただき、御審議いただきますことを希望申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 高原主任賃金指導官

それでは、審議に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

## 服部会長

皆様、こんにちは。

引き続き、会長を務めさせていただきます服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金審議会の関係法令並びに基礎となります制度の趣旨にのっとりまして運営をさせていただきます。

先ほど局長のお話にもございましたように、本年度は日本、そして、大阪の地域経済は、様々な課題に直面している状況でございます。例年にも増して労使を代表する委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から率直な御意見をお示しいただけるものと思っております。最低賃金の適正な賃金審議のための議論を進めてまいりたいと存じますので、何とぞ御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

お手元の議事次第に沿って進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回総会后、新たに委員に就任された方々の紹介をさせていただきます。

労働者を代表する委員の清水委員でございます。

## 清水委員

よろしくお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

また、小委員会の委員を新たに指名しておりますので、御報告をいたします。

本年7月7日付で労働者を代表する委員の清水委員を特別小委員会委員及び基本問題協議会の委員に指名いたしております。

また、同日付で使用者を代表する委員の柴田委員を運営小委員会並びに特別小委員会及び基本問題協議会の委員に指名しております。

以上、御報告でございます。

それでは、議事（1）の本年度の審議の進め方についてに入ります。

本年6月24日に運営小委員会を開催いたしました。私が委員長となって本年度の審議の進め方等について検討を行いました。

事務局から検討結果の御説明をお願いいたします。

## 渡邊賃金課長

それでは、6月24日に開催されました運営小委員会で、今年度の審議の進め方などについて確認

されました主立った事項を8点御説明いたします。

1点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項についてでございます。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た了解事項に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項（案）は、資料4のとおりでございます。昨年度の了解事項を本年度も踏襲することとなりました。

2点目は、実地視察についてです。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため参加人数を制限しまして、大阪府最低賃金専門部会委員により、6月9日に製造業の事業場に実地視察を行いましたことを御報告申し上げます。

3点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法についてでございます。昨年度同様に全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくことになりました。

次に、4点目です。特定最低賃金の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議につきまして、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

次に、5点目です。特定最低賃金の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致審で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が終結する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめて、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せまして、第339回総会で予定することとなりました。

次に、6点目です。特定最低賃金の異議審の設定方法ですが、金額審議の全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その異議審はまとめて第340回総会で予定することとなりました。

次に、7点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見を聴取する方法についてですが、従来どおり意見書で提出いただくことになりました。

最後に8点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月28日に開催される第336回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠30分以内とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側を黒田委員、使用者側は平岡委員にお願いをするということになりました。

なお、意見陳述の人数につきましては、労働者側は3人、使用者側は1名とのことです。

以上8点に加えまして、会議の公開・非公開について御協議をいただいた結果、運営小委員会については、運営小委員会運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開という結論になりました。また、各専門部会、ほかの小委員会等の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討をいただくという結論となりました。

運営小委員会の報告は以上でございます。御協議をお願いいたします。

## 服部会長

御報告ありがとうございます。

ただいま事務局から運営小委員会の審議結果等について御説明がございました。何か御質問等ございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。ありがとうございます。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございます。質問等はございませんでした。

それでは、まとめさせていただきます。

運営小委員会は、1点目、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関しては、昨年度の了解事項を本年度も全て踏襲をすること。

2点目として、本年度の实地視察は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために人数を制限した上で、大阪府最低賃金専門部会委員により、6月9日に製造業を対象に実施をしたこと。

3点目は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議について、昨年度同様、全ての業種において関係労使の入った専門部会で必要性審議を行うこと。

第4点目は、特定最賃の基幹的労働者、適用除外業務の範囲の見直しに関する審議は、範囲の見直しにかかわらず、全業種、必要性審議の専門部会にて行うということ。

5点目として、特定最賃の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を専門部会が結審する都度開催するのではなく、一つの総会にまとめ、かつ金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、本年度第5回目の第339回総会で予定をしているということ。

そして、6点目ですが、特定最賃の異議審の設定方法について、金額審議で全会一致に至った場合と不一致審を経て答申に至った場合のいずれであっても、異議申出が出された場合、その意義審はまとめて本年度6回目の第340回総会で予定をするということ。

そして、7点目ですが、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使からの意見聴取は、従来どおり意見書で提出をいただくということ。

そして、最後の8点目ですが、地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、7月28日に開催される第336回総会で行うということ。さらに、意見陳述時間は総枠を30分以内とし、意見陳述の人数については、労働者側は3人、使用者側は1人であること。

以上、8点にわたっての御報告がございました。

また、今年度の運営小委員会については、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開すること。さらに各専門部会、他の小委員会の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討をすることについて、それぞれ御報告がございました。

本年度におきましては、これらの運営小委員会における審議報告のとおり審議を進めることとしたいと思います。これでよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

労働者を代表する委員並びに使用者を代表する委員より御承諾を頂戴したということで、そのように進めてまいりたいと存じます。

続きまして、議事(2)大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。

この件について、事務局より御説明お願いいたします。

## 渡邊賃金課長

令和2年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について事務局から御説明申し上げます。

最低賃金については、最低賃金法第1条に規定されている「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」との趣旨に基づき、毎年、大阪府下の全労働者に適用される大阪府最低賃金の改正を諮問し、真摯な御審議の結果、御答申をいただいているところです。

令和2年度におきましても、最低賃金法の目的に沿い、改正を諮問させていただきます。

皆様方におかれましては、最低賃金の趣旨、現下の大阪府の最低賃金を取り巻く状況などに御配慮いただきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行います。

会長、局長、中央へお願いをいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

## 渡邊賃金課長

席にお戻りください。

## 服部賃金指導官

皆様、お手元に諮問文の写しが行き渡りましたでしょうか。

それでは、諮問文のほうを読み上げさせていただきます。

大労発基第0708第1号

令和2年7月8日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 井上 真

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

## 服部会長

ただいま局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

## 高原主任賃金指導官

それでは、説明させていただきます。

ただいま局長から諮問申し上げましたので、本日付けで、専門部会委員の任命のための推薦を求め

る公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は7月16日木曜日とさせていただきます。  
大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は7月27日月曜日とさせていただきます  
ので、よろしくお願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくこととなります。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問及び事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら  
お願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 服部会長

特段御質問等ございませんので、先に進ませていただきます。

議事(3) 特定最低賃金の改正決定等について(諮問)に入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

## 高原主任賃金指導官

お手元にお配りしております13ページの資料6を御覧ください。

当局で決定しております7件の特定最低賃金全てについて改正を行うよう関係労働組合から申出が  
あり、申出要件を満たすものとして、7業種全て6月30日付けでこれを受理いたしました。

したがって、7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性ありとの結論  
に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

## 高原主任賃金指導官

席へお戻りください。

## 服部賃金指導官

お手元に資料は行き渡りましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0708第2号

令和2年7月8日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 井上 真

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
  - ・大阪府鉄鋼業最低賃金
  - ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
  - ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
  - ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
  - ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
  - ・大阪府自動車小売業最低賃金
- 以上です。

## 服部会長

ただいま大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と必要性ありとの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長から諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催されました第1回特別小委員会で御審議をいただいておりますので、水島委員長から御報告をお願いいたします。

## 水島委員長

本日開催しました第1回特別小委員会について報告させていただきます。

先ほど運営小委員会の審議結果を御報告いただきましたが、特定最低賃金の審議に関する事項として、そのほか特別小委員会にて2点確認しております。

1つは、特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性にかかる意見書」でございますが、昨年度同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出いただくこととしました。

また、提出していただく意見書につきましては、昨年度のものから一部様式を変更しておりますことを御報告します。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいま水島委員長から御報告をいただきました。御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、今年度、特定最低賃金の審議に係る「改正の必要性にかかる意見書」に関しましては、昨年同様、各専門部会の労使を代表する各委員から提出していただくということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

皆様から御承諾を頂戴いたしました。

ただいま御了承をいただきましたので、そのように進めてまいりたいと存じます。

それでは、今後の手続につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

## 高原主任賃金指導官

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付けで7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切りが7月16日木曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくこととなります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最低賃金答申後となる見込みです。

また、この専門部会は、改正決定の必要性ありの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会も兼ねることとなります。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問等ございませんでしょうか。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、議事(4)その他に入ります。

まず、本年度の審議日程でございます。配付資料15ページの資料7をご覧ください。

この案は、運営小委員会の検討結果を踏まえて、事務局を通じて日程調整を行いました結果、開催日を設定させていただいたものでございます。

8月4日火曜日、第3回総会のところに、赤字の括弧書きで「8月5日(水)期限」とありますが、

これは地域別最低賃金を10月1日発効とするための答申日の期限が8月5日という意味でございます。

異議の申出に係る総会は8月20日木曜日に開催を予定しております。

中央最低賃金審議会の目安審議の状況により日程を変更する場合もございますが、基本的にはこの審議日程（案）でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

（ 異 議 な し ）

## 服部会長

ありがとうございます。

御異議がないようですので、本年度はここにお示した日程に即して審議を進めてまいりたいと存じますので、皆様、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

なお、日程の変更等がございましたら、その場合にも御対応方、よろしくをお願いいたします。事務局から何かございますでしょうか。

## 高原主任賃金指導官

私からは、本日の配付資料の17ページ、資料8、団体からの最低賃金改正等に係る要請等につきまして説明いたします。

資料8は、最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

まず、資料8-1、本年2月28日付で関西合同労働組合から提出されました最低賃金を全国一律1,500円にすることなどを求める要求書でございます。

続きまして、19ページ、資料8-2、大阪弁護士会から全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書についてとして提出されたものです。最低賃金法を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みを改めること、法改正に当たっては、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の引上げを図るとともに、併せて充実した中小企業支援策を構築することの要請でございます。

次に、27ページ、資料8-3、本年4月20日付で近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会長及び大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会長の連名で、2020年度交通運輸産業政策制度要求申入れとして、各地方経済圏の実態に応じ、地域の労使でトラック運転者の特定最低賃金制度を設定できるよう、行政主導で事業者団体に働きかけを養成する申入れがなされたものでございます。

続きまして、35ページ、資料8-4、本年6月29日付で大阪労働組合総連合から最低賃金1,500円以上への引上げ及び全国一律最低賃金制度の法制化と最低賃金審議会の公開性を求める要請書として提出されたものです。大阪府最低賃金を1,500円以上、日額1万2,000円以上、月額24万円以上に引き上げること、最低賃金審議会、専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること、専門部会の全てを公開すること、生活費原則に基づく最低賃金額を決定すること、全国・全産業一律の最低賃金制を確立するとともに最低賃金の日額、月額設定を復活させることなどの要請が、加盟労組410団体分からの要請書及び5,569筆の署名の提出と併せてなされております。

次に、37ページ、資料8-5、本年6月30日に、日本労働組合総連合会大阪府連合会から、大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請についてとして提出されたものです。大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイジ1,000円（時間額）以上に改正すること、中小企業・零細事業者においても最低賃金の引上げが確実に進むよう、取引関係の適正化と支援策の周知徹底を図ること、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り労働条件を向上させること、大阪府最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること、特に割合が増加している非正規労働者の生活実態及び意見を尊重することなどの要請が加盟労組154団体からの要請書の提出と併せてなされております。

以上の要請文と署名原本を公益委員のお席の後ろに置いておまして、御披露させていただいております。

以上でございます。

### 服部会長

御説明ありがとうございました。

ただいま5点にわたる要求、要望書が寄せられていることについて御説明を承りました。ただいまの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

### 服部会長

ありがとうございます。

ないようでございますので、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございませんか。よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。

（ な し ）

### 服部会長

ありがとうございます。

それで、特にないようでございますので、今後の日程について事務局より御説明をお願いいたします。

### 高原主任賃金指導官

次回、本年度第336回総会を7月28日火曜日、午前10時から予定しております。

議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、関係労働者の意見聴取、昨年度大阪府最低賃金額答申要望に対する取組報告を予定しております。

委員の皆様には、よろしくお願いたします。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明で何か御質問ございませんでしょうか。

( な し )

## 服部会長

当面の審議の進め方は、以上のとおりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

そのほかでございますが、公益を代表する委員の皆様、何かございますでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

使用者を代表する委員、よろしいですか。

( な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、本日の会議の議事録への署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局から何かございますでしょうか。

## 渡邊賃金課長

特にございません。

## 服部会長

それでは、本日はこれで閉会といたします。

お疲れさまでございました。

(閉会 14時35分)